

【令和元年度以前の二級・木造建築士試験に合格された方】

登録要件（実務経験）を既に満たしており、経過措置が適用されるため、必要書類、登録手数料等については、これまでと変わりません（下表の「F」に該当します）。

【令和2年度以降の二級・木造建築士試験に合格された方】

（令和元年以前既受験者も含む）

申請手数料の変更、かつ実務履歴書、実務経歴証明書等の提出が必要になります。

【「建築設備士」の資格で、令和2年度以降の二級・木造建築士試験に合格された方】

登録要件を満たしているため、必要書類は「A」となります。

ただし、令和元年以前に既受験で、令和2年度以降の受験申込時に、資格を証明する書類を未提出の場合は、「E」となり

